解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

沖縄県那覇市辻一丁目一三番二四号渡口アパート二階

特定非営利活動法人日本バリアフリーダイビング協会　清算人　山田眞佐喜

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会決議及び東京都知事認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

東京都新宿区高田馬場一丁目三二番一四号UKビル二階　医療法人社団慈望会　清算人　植松　大雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

東京都練馬区大泉学園町四丁目一番二五号　医療法人社団あかつき会　清算人　後町　暁子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

滋賀県高島市勝野六三八番地　医療法人やまにしクリニック　清算人　山西　博司

解散公告（第一回）

当公社は、令和八年三月五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

大阪府泉佐野市市場東一丁目一番一号　泉佐野市土地開発公社　代表清算人　西納久仁明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月二十七日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

広島県山県郡安芸太田町大字上筒賀八〇番地の一　医療法人社団山根医院　清算人　伊澤　晴男

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

山口県山口市仁保下郷二二六〇番地　農事組合法人東園　清算人　栗林　憲一

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

北海道苫小牧市東開町三丁目一七番三〇号　医療法人社団たに眼科　清算人　谷　圭介

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

札幌市白石区平和通四丁目南一番七号ラベンダー白石七〇一号　医療法人社団輝望会　清算人　藤間　祐紀

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

神奈川県大和市中央林間九丁目一〇番一号　医療法人社団宏健会　清算人　朝熊　紀子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月四日新潟地方裁判所高田支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

新潟県上越市安塚区石橋八一九番地　宗教法人廣宣寺　清算人　森　直樹

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

千葉県四街道市四街道三丁目二番一二―七〇一号アーバンヒルズ四街道　医療法人社団隆寿会　清算人　長谷川壽美江

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月六日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

石川県金沢市近岡町一八〇番地三　金沢市近岡町土地区画整理組合　清算人代表　松本　宏仁

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月三十日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

山梨県南巨摩郡身延町釜額七八二番地　宗教法人長澤寺　清算人　弁護士　田中　謙一

連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

京都府亀岡市曽我部町穴太達原五九番地　農事組合法人穴太ファーム　清算人　石本由美子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十六日

神戸市東灘区住吉本町一丁目七番二号　医療法人社団堤歯科医院　清算人　堤　隆夫